

板橋区特定給食施設関係不利益処分等取扱要綱

(令和2年11月19日区長決定)

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び東京都板橋区保健所長委任規則（昭和50年板橋区規則第15号）に基づき、板橋区保健所長（以下「保健所長」という。）が行う法第20条第1項の特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）の設置者に対する勧告、命令等（以下「不利益処分等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 保健所長は、不利益処分等を行うときは、次条の規定による十分な指導を行ったうえで、的確かつ厳正に行うものとする。ただし、緊急に不利益処分等を行う必要がある場合は、同条の規定による指導を経ずにこれを行うことができる。

(法令違反に対する指導)

第3条 保健所長は、法第21条第1項及び第3項の規定に係る違反については、次の各号に定めるところにより指導を行うものとする。

(1) 法第21条第1項の規定に関する指導

ア 特定給食施設に管理栄養士が未配置のときは、当該施設の設置者に指定施設管理栄養士配置計画書（別記第1号様式）の提出を求めること。

イ アの規定により計画書の提出をした者が当該施設に管理栄養士を配置したときは、その設置者に指定施設管理栄養士配置届（別記第2号様式）の提出を求めること。

(2) 法第21条第3項の規定に関する指導

東京都板橋区健康増進法施行規則（平成15年板橋区規則第52号）第6条に規定する指導票の交付を受けた者が、特定給食施設において適切な栄養管理を行わないときは、当該施設の設置者に特定給食施設改善指導書（別記第3号様式）を交付し、その後の改善計画及び改善状況について報告を求めること。

(改善勧告)

第4条 保健所長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該施設に係る必要な措置をとらないときは、法第23条第1項の規定に基づき、特定給食施設改善勧告書（別記第4号様式）により勧告を行うものとする。

(改善命令)

第5条 保健所長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る必要な措置をとらないときは、法第23条第2項の規定に基づき、特定給食施設改善命令書（別記第5号様式）により必要な命令を行うものとする。

(立入検査)

第6条 保健所長は、法第24条の規定に基づく立入検査を行うときは、あらかじめ特定給食施設立入検査書(別記第6号様式)により当該施設の設置者に通知する。ただし、緊急に立入検査を行う必要がある場合は、この限りでない。

(不利益処分の基準)

第7条 保健所長は、不利益処分を行うときは、次の基準によるものとする。ただし、当該基準により行うことが適当でない認められる場合は、この限りでない。

- (1) 法第23条第1項の規定による勧告を行った日からおおむね1年を経過した場合において、法第21条第1項に基づき管理栄養士が当該施設に置かれていないときは、法第23条第2項の規定に基づく命令を行うものとする。
- (2) 法第23条第1項の規定による勧告を行った日からおおむね1年を経過した場合において、法第21条第3項及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第9条の規定に基づき当該勧告に係る改善がなされていないときは、法第23条第2項の規定に基づく命令を行うものとする。

(上申)

第8条 保健所長は、不利益処分を行う必要があると認めるときは、区長に対し上申するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第9条 保健所長は、不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)又は板橋区行政手続条例(平成7年板橋区条例第31号)に基づく意見陳述の手続を執るものとする。聴聞又は弁明の機会の付与は、それぞれ東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年板橋区規則第80号)別記第1号様式又は別記第12号様式により通知するものとする。

(報告)

第10条 保健所長は、不利益処分を行ったときは、その処理経過を区長に報告するものとする。

(その他の処置)

第11条 区長は、法第72条、第74条又第75条に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、告発するものとする。

2 区長は、告発しようとするときは、証拠書類を添え、最寄りの捜査機関に送付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年11月19日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）
板橋区保健所長

指定番号 第 号

施設名

所在地

電話番号

設置者名

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

指定施設管理栄養士配置計画書

指定番号 第 号をもって健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に指定されましたが、管理栄養士未配置のため配置計画を下記のとおり提出します。

記

1 配置予定年月日 年 月 日

2 配置方法 (1)新規採用
(2)現職の栄養士の資格取得による
(3)その他 ()

年 月 日

(宛先)

板橋区保健所長

指定番号 第 号

施設名

所在地

電話番号

設置者名

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

指定施設管理栄養士配置届

年 月 日付けの指定施設管理栄養士配置計画書に基づき、下記のとおり
管理栄養士を配置しましたので届け出ます。

記

- 1 配置年月日 年 月 日
- 2 管理栄養士 氏名
管理栄養士免許書番号 第 号
*免許証の写しを添付すること
- 3 配置方法 (1)新規採用
(2)現職の栄養士の資格取得による
(3)その他 ()

番 年 月 日 号

設置者（ふりがな）
氏名 様
所在地
電話番号

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

板橋区保健所長

特定給食施設改善指導書

健康増進法第21条 項の規定により、下記のとおり改善してください。
なお、下記期限までに改善内容を報告してください。

記

- 1 施設名
- 2 改善すべき内容

3 報告期限 年 月 日

番 年 月 日
号

設置者 (ふりがな)
氏名 様
所在地
電話番号

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

板橋区保健所長

特定給食施設改善勧告書

健康増進法第21条 項の規定に違反するので、健康増進法第23条第1項に基づき下記のとおり勧告します。

なお、下記期限までに改善内容を報告してください。

記

- 1 施設名
- 2 勧告内容
- 3 報告期限 年 月 日

番 号
年 月 日

設置者（ふりがな）

氏名

様

所在地

電話番号

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名）

板橋区保健所長

特定給食施設改善命令書

健康増進法第21条 項の規定に違反するので、健康増進法第23条第2項に基づき下記のとおり改善することを命ずる。

なお、この命令で改善が見られない場合は、健康増進法第 条の規定の対象となるものである。

記

1 施設名

2 命令内容

3 命令理由

4 改善しなければならない期限

年 月 日

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

番 年 月 日
号

設置者（ふりがな）
氏名 様
所在地
電話番号

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

板橋区保健所長

特定給食施設立入検査書

健康増進法第24条第1項の規定に基づき、 年 月 日

について下記のとおり立入検査をします。

記

1 施設名

2 検査内容

3 立入検査日 年 月 日

4 立入者